

工事費内訳書に労務費等の記載をお願いいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設工事の入札で、第1回目の入札書に記載する金額に対応する工事費内訳書に、【材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費】を明示してください。

※県と同様の対応です。

※市ホームページに変更した様式を掲載しています。

随意契約の案件でも工事費内訳書をご提出いただくこととします。

労務費ダンピング調査

工事費内訳書に記載の直接工事費が、市積算の直接工事費×0.97を下回っているか確認します。

下回っている場合は、理由をヒアリングします。

合理的な理由が確認できなかった場合でも契約締結はそのまま進めます。

請負代金内訳書の記載内容も変更します。

工事費内訳書と同様に【材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費】を明示してください。

※市ホームページに変更した様式を掲載しています。

適用時期

2026年4月1日以降に発注（公告・通知）する工事から

以下リンク（市ホームページ）もご確認ください。

工事費内訳書の労務費等の明示及び労務費ダンピング調査について

<https://www.city.suzaka.nagano.jp/soshiki/1030/3/8034.html>

ページ ID：8034

